

## 2 令和3年度事業計画

### 1 基本方針

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（以下「センター」という。）は、事件、事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の犯罪被害者支援意識の高揚並びに犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与するため、三重県警察、三重県、県内29市町、関係機関及び地域等と連携を密にして下記の事業を行う。

### 2 事業

[主要事業]

- (1) 電話相談活動及び面接相談活動の充実
- (2) 犯罪被害者等に対する援助事業
- (3) 関係機関、団体等との連携
- (4) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究活動
- (5) 広報・啓発活動の推進
- (6) 安定した財政基盤の構築

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
会務運営	総会	6月中旬	津市内において定時総会を実施する。
	理事会	5月・3月	総会前及び年度末に定時理事会を開催する。
	全国被害者支援ネットワーク総会・研修会等	年間	全国被害者支援ネットワークが主催する総会、研修会等に参加し犯罪被害者支援を巡る情報の共有に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会（東京）</li> <li>・ 全国事務局長会議</li> <li>・ ブロック研修会（年2回）</li> <li>・ 全国フォーラム及び秋期研修（東京）ほか</li> </ul>
相談活動の推進	電話相談	年間	専用電話により、犯罪被害者等からの相談や各種情報の提供等に適切に対応する。 祝日を除く毎週月曜～金曜 10:00～16:00
	面接相談	年間	面接相談室において、犯罪被害者等からの相談に適切に対応する。 祝日を除く毎週月曜～金曜 10:00～16:00
	心理相談	年間	電話・面接相談の結果、メンタルケアを必要とする犯罪被害者等のため、臨床心理士等によるカウンセリング等の面接相談を行う（要予約）。
	法律相談	年間	電話・面接相談の結果、専門的な法律相談を必要とする犯罪被害者等のため、弁護士による面接相談を行う（要予約）。

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
直接支援活動の推進	日常生活の支援	年間	被害後間もない犯罪被害者等に対して、身の回りの世話、買い物、希望先への連絡等を行う。
	付添支援	年間	犯罪被害者等からの要請に応じて、証人出廷、裁判傍聴、警察や検察庁での事情聴取等への付添支援を行うほか、診察や治療等が必要と認められる場合、医療機関への連絡、手配、付添支援を行う。
	物品の供与又は貸与	年間	犯罪被害者等からの要請に応じて、防犯カメラや防犯ブザー等の物品を供与又は貸与し、犯罪被害者等の不安の除去を図る。
各種手続の補助	犯罪被害者等給付金の申請補助	年間	犯罪被害者等の要請に応じて、犯罪被害者等給付金に関する情報提供、申請手続の支援を行う。
	損害賠償請求制度等の申請支援	年間	犯罪被害者等の要請に応じて、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供や申請手続の支援を行う。
	三重県犯罪被害者等見舞金の申請支援	年間	犯罪被害者等の要請に応じて、三重県犯罪被害者等見舞金に関する相談の受理、申請手続の支援を行う。 【県委託事業】
ボランティア支援員の募集・養成・育成	募集活動	6月～7月	新規ボランティア支援員（第13期）の募集活動を行う。
	養成講座	8月～9月	新規ボランティア支援員に対して、基礎知識の習得を図るため養成講座を行う。
	継続研修会	年間	支援活動に必要な専門知識や技能を習得させるため定期的に研修を行う。
広報・啓発活動	機関紙の発行	年間	機関紙を作成して会員、関係機関等に配布し、犯罪被害者支援意識の高揚を図る。
	パンフレット等の作成・配布	年間	パンフレット等を作成して広く県民に配布し、センターの活動内容の周知と犯罪被害者支援の広報啓発を行う。
	講演及び広報啓発用DVDの活用	年間	積極的に講演を行うとともに、各種広報・啓発活動の場において、センターの活動を紹介したDVDを活用し、犯罪被害者支援の必要性を周知する。
	ホームページ・Facebookによる広報	年間	センターの活動内容等を紹介したホームページ等を適宜更新し、センターの周知と犯罪被害者支援の広報・啓発を行う。
	地域住民を対象とした広報・啓発活動	11月～12月	三重県と連携し、地域住民を対象に、「犯罪被害者支援を考える集い」を開催する。【県委託事業】

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
広報・啓発活動	地域住民を対象とした広報・啓発活動	7月・3月	センターの認知度等の向上のため、地域住民を対象に、三重県立白子高等学校吹奏楽部が行うジョイントコンサートを共催により開催する。
	中高生等を対象とした広報・啓発	年間	犯罪被害者遺族を講師に招き、県内の中高生等を対象に、「命の大切さを学ぶ教室」（年12回開催予定）を実施する。【県警委託事業】
調査・研究活動	先進的組織等の調査・研究	年間	隣接県及び先進的センター等との情報交換や視察等を行い、先進的な犯罪被害者支援活動について、調査・研究を行う。
	自助グループの調査・研究等	年間	犯罪被害者等が、お互いの気持ちを語り合う交流の場を提供するとともに、回復の一助とするための「自助グループ」について調査・研究を行う。
関係機関・団体との連携	警察等との連携及び情報提供	年間	犯罪被害者等の要請に応じて、支援担当者が、犯罪被害者等に代わって、警察、検察庁、裁判所から支障のない範囲で必要な情報を得て、犯罪被害者等に提供する。
	関係機関・団体との連携強化	年間	市町等関係機関・団体との相互連携の促進、市町の総合的対応窓口の機能強化、支援従事者の育成、犯罪被害者等への理解の促進を図る。【県委託業務】
性犯罪・性暴力被害者支援の強化	ワンストップ支援体制の確立	年間	関係機関・団体と連携し、性犯罪・性暴力被害者一人ひとりに適切な支援を行い、切れ目のない手厚い被害者支援を確立するほか、障害者や男性等の多様な被害者支援の充実を図る。
財政基盤の強化	財政基盤の強化に関する事業	年間	新規会員の加入・既会員の継続促進を行うとともに、寄付型自動販売機や募金箱の設置促進を図るほか、寄付金募集活動を拡充して財政基盤を強化する。
犯罪被害者等に関する条例制定の支援	犯罪被害者等に関する条例制定の支援活動	年間	犯罪被害者等の支援拡充のため、市町が行う犯罪被害者等支援に関する条例の制定に向けた活動を支援する。
その他	各種会合への参加	年間	他機関・団体が主催する会合等において、センターの活動状況を紹介するとともに、犯罪被害者支援に関する情報についての交換や相互協力を行う。